番号	件名	日	号外	ページ
五六一	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	四		四
五六二	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	五		二
五六三	日本国に帰化を許可する件	五		三
五六四	除籍の一部が滅失した件	八		二
五六五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	八		二
五六六	日本国に帰化を許可する件	八		二
五六七	〃	九		一
五六八	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	一〇		二
五六九	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一一		三
五七〇	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	一二		三
五七一	日本国に帰化を許可する件	一二		三
五七二	除籍が滅失した件	一五		二
五七三	原戸籍の一部が滅失した件	一五		二
五七四	信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件	一五		二
五七五	日本国に帰化を許可する件	一五		二
五七六 五七七	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一七		五
五七八	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一八		三
五七九 五八〇	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一八		三
五八一	日本国に帰化を許可する件	一八		四
五八二	不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件	一九		二
五八三	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	一九		二
五八四	除籍の一部が滅失した件	二二		二
五八五	日本国に帰化を許可する件	二二		二
五八六	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	二四		一
五八七	日本国に帰化を許可する件	二四		一
五八八	原戸籍の一部が滅失した件	二六		一
五八九	除籍が滅失した件	二六		一
五九〇	日本国に帰化を許可する件	二六		一
五九一	日本司法支援センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六	247	六二
五九二	日本司法支援センターが政府以外出資に係る不要財産を譲渡したときに法務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六	247	六二
五九三	日本国に帰化を許可する件	二九		一
五九四	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の二号ロの規定に基づき病院等を定める件を廃止する件	三〇		二
五九五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定める件	三〇		二
	○外　務　省			
四六〇	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示	二		三